

議案第 67 号

市川市客引き行為等禁止条例の制定について

市川市客引き行為等禁止条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市客引き行為等禁止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民生活の平穩を保持し、もって安全で安心な住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他これらに類する公共の用に供する場所をいう。
- (2) 客引き行為等 次に掲げる行為（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 39 年千葉県条例第 31 号）第 7 条及び第 7 条の 2 の規定により禁止される行為（第 12 条第 1 項において「県禁止行為」という。）を除く。）をいう。
  - ア 客引き行為（通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。イにおいて同じ。）
  - イ 客待ち行為（客引き行為をすることを目的として、当該客引き行為の

相手方となるべき者を探すためにうろつき、又はとどまる行為をいう。)

ウ 勧誘行為（通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう誘う行為をいう。エにおいて同じ。）

エ 勧誘待ち行為（勧誘行為をすることを目的として、当該勧誘行為の相手方となるべき者を探すためにうろつき、又はとどまる行為をいう。）

(3) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは通過する者をいう。

(4) 事業者等 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体若しくは個人又はそれらの従業者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民等及び事業者等に対し、公共の場所における客引き行為等の禁止に関する啓発活動その他第1条の目的を達成するために必要な施策を実施するよう努めなければならない。

2 市は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関する施策の実施に当たっては、警察署その他の関係行政機関及び自治会、商店会その他の関係団体との連携を図るものとする。

（市民等及び事業者等の責務）

第4条 市民等及び事業者等は、前条の定めるところにより市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（特定地区の指定等）

第5条 市長は、市民生活の平穩を保持するため特に必要があると認める地区を客引き行為等禁止特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、特定地区の変更又は指定の解除をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による特定地区の指定、変更又は指定の解除（以下この条において「特定地区の指定等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該特定地区の住民等の意見を聴くとともに、当該特定地区を管

轄する警察署と協議するものとする。

4 市長は、特定地区の指定等をしたときは、規則で定める事項を告示するものとする。

5 市長は、特定地区の指定等をしたときは、市民等及び事業者等への周知を図るために必要な措置を講じなければならない。

(禁止行為)

第6条 何人も、公共の場所において、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導)

第7条 市長は、前条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、必要な指導をすることができる。

(勧告)

第8条 市長は、特定地区において前条の規定による指導を受けた違反者が当該指導後も更に反復して特定地区において第6条の規定に違反したと認めるときは、当該違反者に対し、必要な勧告をすることができる。

(措置命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた違反者が当該勧告に従わないときは、当該違反者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた違反者が当該措置命令に従わないときは、当該違反者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

(調査)

第11条 市長は、第7条から前条までの規定に基づき指導、勧告、措置命令又は公表を行うときは、必要に応じ、当該職員をして関係人に質問させ、関係人から報告を徴させ、又はその他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(情報提供等)

第12条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察署その他の関係行政機関に対し、県禁止行為をする者に関する情報を提供することができる。

2 市長は、第10条の規定による公表をされた違反者の営業その他の業務の用に供するための土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事項を通知することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第9条の規定による措置命令に従わない者

(2) 第11条第1項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為をあらかじめ市長が指定する職員に行わせることができる。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第7条から第11条まで、第12条第2項、第14条及び第15条の規定 令和3年12月1日

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による特定地区の指定に関し必要な行為は、令和3年9月1日前においても、同条第3項の規定の例によりすることができる。

## 理 由

安全で安心な住みよい地域社会の形成に寄与するため、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、客引き行為等禁止特定地区の指定、公共の場所における客引き行為の禁止等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。